

様式第2号(第7条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	令和4年度第1回 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
2 会議の開催日時	令和4年5月25日(水曜日) 午後1時30分～午後2時15分
3 会議の開催場所	ときわ会館5階 小ホール
4 出席者名	審議会委員 馬橋 隆紀(会長) 岩崎 万智子 小川 雄三 金子 祐樹 池田 拓矢 田村 治朗 富澤 洋 谷崎 美智子 星野 宏充
5 欠席者名	内田 裕子
6 議題及び公開又は非公開の別	(議題) 【議案】 (1) 電子計算機の結合について (事務の名称 埼玉県市町村電子申請サービス) 【報告】 (1) 個人情報取扱事務の報告について (2) 個人情報の保護に関する法律の改正による 令和4年度さいたま市個人情報保護条例の 改正の今後のスケジュールについて (公開・非公開の別) 公開
7 非公開の理由	
8 傍聴者の数	0人
9 審議した内容	議題について審議・報告を行い、了承を得た。
10 問合せ先	総務局 総務部 行政透明推進課 電話番号 048-829-1118(直通)
11 その他	

会 議 録

会 議 名：令和4年度第1回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会

開 催 日：令和4年5月25日（水）

開催時間：午後1時30分から午後2時15分まで

開催場所：ときわ会館 5階 小ホール

委 員：馬橋 隆紀（会長） 岩崎 万智子

内田 裕子（欠席） 小川 雄三

金子 祐樹 池田 拓矢

田村 治朗 富澤 洋

谷崎 美智子 星野 宏充

議 題

【議案】

（1）議案第 1 号 電子計算機の結合について

（事務の名称 埼玉県市町村電子申請サービス）

【報告】

（1）個人情報取扱事務の報告について

（2）個人情報の保護に関する法律の改正による令和4年度さいたま市個人情報保護条例の改正の今後のスケジュールについて

事 務 局：総務局総務部長

総務局総務部参事 兼 行政透明推進課長

総務局総務部行政透明推進課 行政透明推進係長

総務局総務部行政透明推進課 主査

総務局総務部行政透明推進課 主任

小島 徹一郎

善如寺 健

堀切 昇

豊田 康平

中元 貴之

発言者	発言内容
1 開 会	
事務局	<p>本日はご多用のところ、委員の皆様におかれましてはご出席を賜り、誠にありがとうございます。</p>
	<p>開催に先立ちまして、令和4年4月1日付で人事異動がございましたので、ご報告させていただきます。</p> <p>初めに、小島総務部長でございます。</p>
事務局	<p>よろしくお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>そして、私、行政透明推進課長としまして善如寺が就任いたしました。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>そのほか堀切、豊田、中元につきましては、引き続き担当しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、誠に申し訳ございませんが、総務部長につきましては所用がございますので、ここで退席をさせていただきます。</p>
事務局	<p>大変申し訳ございません。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>それでは、ただいまから令和4年度第1回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。</p> <p>本日の定足数ですが、定員10名のところ9名が出席となりますので、会議は成立しております。</p> <p>なお、本日の審議会でございますが、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例及びさいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱に基づき、公開の会議となっておりますが、傍聴の方はいらっしゃいません。</p> <p>それでは、初めに配付資料の確認をさせていただきます。まず、本日の次第でございます。次に、当日追加資料の次回以降の電子申請サービスの電子計算機結合に関する意見照会についてでございます。また、既に委員の皆様には送付させていただいております議案第1号に係る電子計算機結合に関する意見照会書、報告資料(1)の個人情報取扱事務に係る届出について(報告)、報告資料(2)の個人情報の保護に関する法律の改正による令和4年度さいたま市個人情報保護条例の改正の今後のスケジュールについてでございます。</p> <p>資料をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、お申出ください。何か不足のもの、お手元がないものがございますか。よろしいでしょうか。</p>

(資料確認)

それでは、本日の議案は1件となります。これからの議事の進行につきましては、審議会条例第6条第1項で会長が議長になることと規定しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

2 議 題

議案第 1 号 電子計算機の結合について(事務の名称 埼玉県市町村電子申請サービス事務)

議長 どうもご苦労さまでした。委員の先生方、暑い中おいでいただきましてありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速第1号議案から入っていきたいと思います。これは電子計算機の結合についてということでございます。

実施機関、よろしく願いします。

[実施機関(デジタル改革推進部)入室]

議長 ご苦労さまです。どうぞ。それでは、そこでお名前をお願いします。

実施機関 デジタル改革推進部の野島と申します。よろしく願いいたします。

同じくデジタル改革推進部の原口と申します。よろしく願いします。

同じくデジタル改革推進部の仲田と申します。よろしく願いします。

議長 ご苦労さまです。どうぞお座りください。

それでは、第1号議案についてのご説明ということでよろしゅうございますか。

実施機関 はい。かしこまりました。

議長 では、よろしく願いいたします。

実施機関 では、着座で失礼いたします。

今回、ご審議いただくものにつきましては、電子申請サービスに2つ新たに追加するということでご審議をいただくものになっております。

初めに、まず電子申請サービスの電子計算機結合についてご説明をさせていただきますので、資料の1ページ目、右下に1と書いてある1ページ目を御覧ください。電子申請サービスですが、自宅や職場などのパソコンやスマートフォンからインターネットを利用して申請、届出をすることができるサービスになります。また、市民の皆様がインターネットを利用して安心安全に電子申請を行っていただくため、申請等の情報を送受信する際の通信経路の暗号化を行っていただきますとともに、不正アクセスの排除、データの改ざん防止、ウイルス対策など万全なセキュリティー対策を取っております。

2つ目の利用イメージというところになりますが、イメージ図に「埼玉県電子申請

システム」と書かれておりますが、電子申請・届出サービスというものを共同利用するために、契約は埼玉県の方が行いまして、さいたま市をはじめとします県内各自治体は、埼玉県と共同利用に関する協定を結ぶ形でこのサービスを利用しております。申請者からいただいた情報につきましては、さいたま市にて管理しているスペースに保存させていただきまして、さいたま市以外の埼玉県及び県内の他の市町村からは、このデータにアクセスできない仕組みとなっております。

一番下の段の表になりますが、申請者からの個人情報の受け取りについては、各業務担当課がさいたま市で管理する専用回線利用端末を用いて申請情報を受け取り、申請に対する処理を行っております。

続きまして、資料の2ページ目を御覧ください。本市における電子申請サービスについては、埼玉都市町村電子申請サービスを利用するため、電子計算機の結合に該当します。さいたま市個人情報保護条例第8条の規定では、個人情報の電子計算機処理を行うに当たり、市以外の者との間において、通信回線による電子計算機の結合をすることが原則禁止されております。ただし、法令に定めがあるとき、または実施機関が審議会の意見を聞いて公益上特に必要があると認めるときは、例外として電子計算機の結合が可能となっております。

本市の電子申請サービスの中には、複数の手続がございまして、デジタル手続法第6条またはデジタル手続条例第3条に該当する手続は、法令等に定めがあるときに該当するため、審議会への意見照会は不要となっております。

一方で、デジタル手続法第6条及びデジタル手続条例第3条のどちらにも該当しない手続については、実施機関が審議会の意見を聞いて公益上特に必要があると認めるとき適用を受けるため、電子申請サービスに手続を追加する都度、この審議会に意見照会が必要となっております。

なお、市民に参加を呼びかけるような募集、イベントの申込みにつきましては、平成19年度の第2回の審議会におきまして、都度の意見照会が不要となっております。

本日お諮りする手続については、この判断基準というところの4番、要綱、要領等に規定されているものや明文の規定がない手続に該当するため、実施機関としまして公益上特に必要があると認めるため、新たに電子申請サービスに追加するに当たり、この審議会にて意見照会をさせていただくものとなっております。

本日お諮りする手続になりますが、お手元にごございます別紙A3の用紙になります。こちらの電子申請追加手続一覧というところを御覧いただければと存じます。本日は、こちらに記載の2種類の手続についてお諮りいたします。

それでは、各手続についてご説明をさせていただきます。続きまして、資料の4ペ

ージ目を御覧ください。こちらのほうは新型コロナウイルスワクチン対策室所管の新型コロナウイルスワクチン接種証明書アプリに表示される接種記録の修正申請についてです。この手続は、新型コロナウイルスワクチン接種証明書アプリに表示された接種記録に誤りがある場合に、接種記録の修正を申請するものです。現在は、窓口または郵送によりこの修正を受け付けておりますが、既にデジタル化されている新型コロナウイルスワクチン接種証明書に関する手続であるため、電子申請サービスで受付ができるようにしたいと考えております。

手続を明文で規定した法令は無く、デジタル手続法及びデジタル手続条例の対象にならないため、意見照会が必要となっております。電子計算機の結合により取り扱う個人情報、申請者氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、メールアドレス、新型コロナウイルスワクチン接種券番号になります。新型コロナウイルスワクチン対策室の手続は以上となります。

続きまして、資料の5ページ目を御覧ください。こちらのほうが幼児政策課所管の子育て支援型幼稚園利用者負担軽減事業費補助金交付申請の概要になります。この手続ですが、さいたま市子育て支援型幼稚園において預かり保育利用料を無償化した場合に、本来保護者が負担すべき金額を市から補助金として交付するものです。現在は、利用実績を記載したデータをCD等の記録メディアに保存して提出していただいておりますが、対象の幼稚園数が増え、CD等でのやり取りに時間がかかるなどの課題があることから、電子申請サービスでも受付ができるようにしたいと考えております。

手続の根拠法令となりますさいたま市子育て支援型幼稚園利用者負担軽減事業費補助金交付要綱は、デジタル手続法及びデジタル手続条例の対象にならないため、意見照会が必要となっております。この電子計算機の結合により取り扱う個人情報は、園児氏名、生年月日、認定区分、認定番号、利用状況になります。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

どうもご苦労さまでした。

まず、最初にご説明があった電子申請サービスについての一般論でございますけれども、これについて何かご質問等はございますか。何度か議案としたこともございますけれども、何かこの点についてご質問等があれば、お聞きして答えていただきたいと思うのですけれども、何かございますか。制度そのものについてはいかがでしょうか。

それでは、次に具体的に新型コロナウイルスワクチンのほうの問題点について、何か制度とか内容についてご質問があれば、よろしくお願いたします。何かございますか。

はい、どうぞ。

星野委員 接種証明アプリと実際に表示されたときの記載内容に誤りがあるという話だったのですけれども、こういう場合って現実に起こっているのですか。

実施機関 今回新型コロナウイルスワクチン接種に当たりまして、国が開発しておりますワクチン接種記録システムというのがございます。これは全国统一で使用しているものなのですが、接種記録をクラウド上というサーバーに管理しております。このシステムですが、専用のタブレット端末を接種会場に、あと医療機関等に設置しまして、接種会場のスタッフがタブレットの端末のカメラを使って、接種された方の接種券に記載された12桁の数字を読み取ることで接種記録を残しております。

ただ、この際カメラでの読み取りをする前に、接種日であったり、ワクチンのロットナンバー、そういったところの情報は現地にいる方の手作業で行っておりまして、その会場スタッフの設定のミスというところが、まず一つ発生される原因となります。

また、タブレットの端末につきましても、カメラの読み取りミスというのがございまして、例えば8を3という形で読み取ってしまうということもございます。そうすると、本来接種された方とは違う方の接種記録として登録されてしまうといったようなケースがございます。

星野委員 私も接種証明のアプリで一応証明書を出してもらおうのですけれども、中身を確認しないと、それが正しいかどうかというのは危ないですね。

実施機関 そうですね。

星野委員 それは接種券ともう一回確認して、アプリに記載されている内容が正しい記載内容かどうか確認しておいたほうがいいということですか。

実施機関 そうですね。そういったところもあるかと存じます。

星野委員 分かりました。

議長 間違えないでもらうのが一番なのですけれども……

星野委員 信用してしまいますよね。

議長 だから、そんなに何回も間違いが出てしまうというのは、結局潜在的なものがあるかもしれませんね。

実施機関 当初のときは件数として大分多く出ていたところになっていまして、当初は数千件レベルで発生していたのですけれども、それを地道に潰し続けていまして、今は100件ぐらいのところですよ。でも、日に日に増えていくわけで、それを毎日ワクチン対策室で潰していっているような状況です。

あと、間違いがないよう、当初は数字を読み取るというところで数字のミスというのがございましたので、3回目のワクチン接種からはQRコードに変更して、それで読み取りをすることによって、その数字の読み取り間違いがないような改善はされて

いるところではあります。

星野委員 誤ったものを信用して、それを証明書代わりに使って、駄目だということになって
しまう可能性もないわけではないですね。

実施機関 そうです。

星野委員 分かりました。

議長 ほかに何かございますか。

A 3の一覧表の中で「親課」と書いてあるのですが、親課とは何ですか。

実施機関 失礼いたしました。こちらのほうを担当している一部、今回は対象ではないですが、
区役所などが存在する業務などがある場合には、それを取りまとめる課を親課という
ふうに内部で表現させていただいている関係で、今回はそれに該当するところはない
という形になります。

議長 そのほか何かございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

議長 では、次にもう一つの子育ての幼稚園さんからのですけれども、何かございますで
しょうか、ご質問等。制度的なお話でもいいですし、実際の運用についての問題点に
ついてでも結構です。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 これについては公益上の必要性もあるということで、結合することについては同意
するというふうな、こちらの会としてはそういう結論ということでよろしゅうござい
ましょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 では、そのようにさせていただきます。

続いて、今日配られました1枚の次回以降の電子申請サービスの電子計算機結合に
関する意見照会についてというものです。今日配った一枚物で、事前配付ではない書
類ですが、よろしいでしょうか。

では、そちらのほうをよろしくお願いします。

実施機関 今回、最後にお配りさせていただいています資料、次回以降の電子申請サービスの
電子計算機結合に関する意見照会について、ご相談させていただきたく思っておりま
す。

まず、1つ目、経緯についてご説明をいたします。本市では、平成18年度から埼
玉県及び県内の市町村が共同利用する電子申請サービスの利用を開始しまして、窓口
手続のオンライン化に取り組んでまいりました。また、令和2年11月にさいたま市
デジタルトランスフォーメーション推進本部を設置いたしまして、令和3年4月に、

全ての手続について、令和7年度までに原則オンライン化を目指すということを基本方針として定めたところです。令和3年度は基本方針を実現するためのオンライン化導入方針を策定することを目標とした準備期間でございましたが、所管課の意欲的な取組がございまして、約1,000種類の手続がオンライン化されまして、この審議会においても意見照会を必要とする55件についてご審議いただいたところになります。

続きまして、段の2つ目というところで、次回以降の意見照会についてになります。令和4年3月にオンライン化に取り組むに当たってのスケジュールや手法を示す手引として、オンライン化導入方針を作成しました。この導入方針に沿って約5,000種類の手続がオンライン化に取り組むこととなっております。つきましては、7月の審議会においては、5,000種類の手続のうち意見照会を必要とする手続、該当としましては約70件ほどのご審議をお願いすることになります。こちらのほうは非常に多くの手続について意見照会をお願いする必要があることから、資料が膨大な量となり、委員の皆様にご負担となってしまうこととなります。

ここで、よろしければ7月以降の審議会から、今回の資料でご提示させていただいております別紙のA3サイズの表になった用紙、電子申請追加手続一覧、こちらのほうのみとさせていただきまして、こちらを事前にご提示させていただき、委員の皆様からのご質問をいただいて、審議会当日にご質問について回答する形式に変更させていただければと考えております。

つきましては、この形式に変更させていただくこととしてよろしいか、お伺いしたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 これからは電子申請で別紙についてということで、A3の資料が付きます。この資料に1番から70番まで番号が付くということでよろしいでしょうか。

実施機関 そうでございます。

議長 そういう形ですね。それが事前に配られて、委員の皆さん方で分からない点とかいうことについて、事前に質問を出していただくということでしょうか。

実施機関 はい、そうでございます。

議長 それについては、審議会当日に回答するのでしょうか。

実施機関 はい。

議長 質問は皆さんに共有しておいて、答えをしていただく、こういうことになるのかしら。

実施機関 はい、そのとおりです。

議長 何かご意見ございますか。そういう方法はどうでしょうか。

ただ、一目見て何の資料かなと分かるものと、何だか分からないものがきつと出てくると思います。だから、分からないものについては多少の説明をつけるなど、書いておいてもらったほうがいいのかもしいかもしれません。この根拠法令というのは、大体根拠法令がないものが諮問されるわけですね。

実施機関　　そうです。

議長　　だから、これはある面において要らないのではないかと思いますし、そうすれば、手続に関する少し詳しい説明等も入れていただければ、より具体的で必要性が分かるかと思えます。それは事案ごとに割と柔軟に考えて出していただいたほうがよろしいかもしれません。

実施機関　　分かりました。

議長　　御覧になる方もそれで。これはバラバラで出てくるわけですね。同じようなものが、1、2、3ぐらいまで同じような分野のことで、次のはスポーツの分野になってしまったりすると、頭がついていかないです。

実施機関　　ある程度所管のところの部分は整理させていただく予定ではございます。

議長　　関連性があるのもあると思うので、そうしていただいたほうが読みやすいかもしれないです。

池田委員　　この概要はついてくるのですか。A3、1枚だけが……

実施機関　　概要としてそれぞれ、今回で言いますと4ページ目、5ページ目のところが省略された形になります。

議長　　表紙に書かれるのは所管ではないから、別に、結合先が同一だからということにはなるのでしょうか。

池田委員　　手続の概要とか、もう少し分かりやすくしていただけると、別紙のみでもいいのかなという気がしています。今回の2番とかですと、やっぱり手続の概要がさいたま市の無償化の説明にはなっているのですけれども、実際見ると幼稚園側からの申請の簡略化というところなので、この概要と、実際に蓋を開けてみたら内容が違うのではないのかなということを感じたので、その辺概要で分かりやすく言っていただいたほうが、多分すごく分かりやすい資料になるかなと思います。そのほうが多分お互いの手間というか、見るほうも見やすいですし、方向的には賛成なのですけれども、その辺の工夫をいただけると助かるかなと思います。

実施機関　　はい、ありがとうございます。

議長　　何かそのほかご意見等があればお願いします。

星野委員　　あるいは概要のところは箇条書みたいにして、変更点とか審議の部分とかというのは箇条書みたいな形にして、分かりやすくするというのいいのではないかなと思

ます。文章だとずっと読んでいって、最終的にどこが論点なのかというような部分が分かりにくいかと思います。

議長 大体何件あるのですか。6, 000件ですか。

実施機関 次回、約70件です。

議長 全体で幾つあるのですか。5, 000とかどこかに書いてあったと思いますが。

実施機関 ただ、この6, 000件につきましても、審議会で諮る案件の要綱とか条例が定められている部分も含めた数字となっております。

議長 どうせ1回では済まない話でしょう。70で終わるわけではないでしょう。

実施機関 まず、今回7月にさせていただくのが、令和4年中にオンライン化をさせていただくものを対象で審議をさせていただく予定になっておりますので、それ以外に都度追加で、またそれ以降の審議会に諮らせていただくことになります。

議長 工夫してもらって、実際やってみるといろいろ出てくるかもしれないから、それも取り入れるようにしていただいて、そこも柔軟になっていただいたほうがいいと思うのです。皆さん、先ほどのご意見とかいろいろあると思いますので、読みやすいように資料の作成をお願いします。

そのほか何かございますか。これは審議のやり方でございますので、絶対これで決めたら元へ戻せないというわけでもないので、取りあえずこういうやり方でやってみようということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 では、そういうことで、また皆さんの使い勝手のよしあし、率直に意見を出していただければと思います。

では、これはそういうことでよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 では、よろしいですね。実施機関さんにお聞きすることないですね。

では、これで結構でございます。

実施機関 どうもありがとうございました。

〔実施機関（デジタル改革推進部）退室〕

議長 ご審議ありがとうございました。

報告事項

(1) 個人情報取扱事務の報告について

議長 続きまして、報告事項の1ということで、事務局、よろしく申し上げます。

事務局 それでは、報告事項の1としまして、個人情報取扱事務届出の報告についてさせていただきます。

こちらの報告につきましては、さいたま市個人情報保護条例第6条第4項の規定に基づいて、市長から本審議会宛てへの報告となります。

報告資料の(1)を御覧いただきたいと思いますが、1ページ目は令和4年5月10日付の市長から本市審議会宛ての報告となりまして、こちらの期間については令和4年3月1日から4月30日までに届出がありました個人情報取扱事務開始届出書、変更届出書、廃止届出書の3種類となりまして、件数はそれぞれ開始が21件、変更が152件、廃止が31件となっております。

なお、各届出書につきましては、10ページから213ページに記載されておりますとおりでとなっております。今回は報告の件数が通常より多くなっておりまして、これは各担当課において個人情報の取扱事務の管理を強化してもらうために、年度当初に事務の見直しの依頼をかけております。その成果によりまして、変更が特に多いかと思えますけれども、見直しをさせていただいた形になります。通常、年度当初などでなければ、もっと少ない数にはなっているのですけれども、年度当初はどうしても、例年変更でも100件以上は超えてきたりしますので、これはある意味所管のほうできちんと個人情報の取扱事務を見ているという形になるかと思えます。

事務局としましても、今後もこのような取組を行いまして、個人情報取扱事務の適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

報告は以上となります。

議長

ありがとうございます。

なにかご意見ございますか。

これはいつでも届出できるのですよね。

事務局

そうです。

議長

届け出してから本来仕事をやるのですよね。

事務局

そうです。あらかじめ届け出るという条例になっています。

議長

なっていますよね。

事務局

はい、そのとおりです。

議長

だったら、うちの課でみんなちゃんと出しましょうという増えるというのは、あまりうれしくない話なのかもしれないし、本来はきちんとそのときに出すようにしてもらわないといけないと思うのですよね。僕はいつもこれも何かもうちょっと、紙がもったいないような気がしているのですけれども。

これはよろしいですか、報告ですので。

〔「はい」と言う者あり〕

議長

ありがとうございます。

(2) 個人情報の保護に関する法律の改正による令和4年度さいたま市個人情報保護条例の改正の今後のスケジュールについて

議長 続きまして、報告の2でございますが、前回は書面審議のような形になりまして、ここで個人情報の保護に関する法律改正によって条例改正をするということをお話したと思います。これからその審議へ進んでいくのですよということであったのですが、その件についての進行等についてご説明いただければと思います。よろしくお願ひします。

事務局 それでは、報告事項の(2)としまして、個人情報の保護に関する法律の改正による令和4年度さいたま市個人情報保護条例の改正の今後のスケジュールについてご説明いたします。資料は、右上に報告資料(2)と書かれていますA4、1枚の資料となります。

この件につきましては、先ほどご説明いただきましたとおり、令和4年3月に書面開催しました審議会において、法改正の概要と条例改正の方向性、それから今後のスケジュール等についてご説明をしたところですが、改めて今後のスケジュールについてご説明させていただくものとなります。

それでは、資料を御覧ください。まず、令和4年5月から6月の条例案作成を御覧ください。令和4年4月28日に国の個人情報保護委員会より地方公共団体向けのガイドライン等の資料が公表され、条例案のひな形なども示されました。これらの資料を基に、現行の「さいたま市個人情報保護条例」を「さいたま市個人情報保護法施行条例」へ改正するための条例案を現在作成しているところです。

続きまして、令和4年7月27日の審議会を御覧ください。令和4年7月27日に開催する審議会に作成しました条例案についてお諮りをし、委員の皆様にご審議をいただきます。

続きまして、令和4年8月末の条例議案の提出期限を御覧ください。条例議案については、令和4年12月に行われる市議会の定例会に上程する予定ですが、庁内の手続として、令和4年8月末までに担当部署である法務・コンプライアンスという部署に条例議案を提出する必要があります。

続きまして、令和4年12月の条例議案の議会上程を御覧ください。令和4年12月に開催される市議会において、提出した条例議案について審議が行われます。

続きまして、令和4年12月から令和5年3月の準備等を御覧ください。条例議案について、議会の議決が得られれば、令和5年4月1日の改正法及び条例の施行に向けて、関係規則等の改正や庁内周知、市民周知等の準備を行います。

最後になりますが、令和5年4月1日に改正個人情報保護法、個人情報保護法施行

条例及び関係規則等が施行されるという流れになっております。

ここで補足の説明がございます。配付した資料には掲載されておりませんが、今回の条例改正に当たりまして、市民の皆様から広く意見を募集するパブリックコメントという手続を取ることとなりました。実施時期は令和4年7月中旬頃から8月中旬頃までの約1か月間を予定しており、その期間内に市民の皆様から条例の骨子案の内容についてご意見をいただき、寄せられたご意見を踏まえて、条例の骨子案を修正するという手続を行います。パブリックコメントの結果につきましては、9月もしくは11月に行われるこちらの審議会において報告いたします。

今後のスケジュールについてのご説明は以上のとおりとなりますが、今回は書面開催となりまして、なかなか書面ではご質問いただくことが難しい面があったかと思っておりますので、前回ご説明しました法改正の概要などの内容も含めまして、ご質問等がございましたら、この場でお伺いさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

議長 何かございますか。

そうすると、7月27日、この審議会がありますよね。そのときには条例案が出てくるということになるのですか。

事務局 そのとおりです。

議長 それに対して、この審議会は何をすればいいのだけ。意見か何か言わなければいけないのですか。諮問ではないですよ。

事務局 条例案について諮問という形で考えております。

議長 諮問だと答えなければいけないですよ。

事務局 7月の審議会に答申という形でいただきたいと思っております。

議長 7月のときに、それはいつごろ配られるのですか。このスケジュールだと、すごく大変なのですよ。だって、諮問されて、その場でやらなければいけないということになってしまいますよ。だって、あと放っておくと9月の審議会になってしまいますよね。そうすると、そのときは議案提出になってしまっているわけですよ。そのところのスケジュールをしっかりとっておいてもらわないと、委員の先生方にもなるべく早くお見せしなければいけないという問題がありますので。だって、パブリックコメントを7月の中旬にやるということは、そこでは条例案ができていますよね。

事務局 6月の中旬ぐらいまでには、条例案としてはご提示できるかと考えておりますので、早めに条例案を皆様にお送りしまして、お時間をかけていただいてご確認いただくという形を取りたいと考えておりますが、いかがですか。

議長 早いほうがいいです。そこには、ここをこうやって改善するのだけれども、こうい

う理由で改正すると書いてあるのですか。

事務局 前回お配りしましたA3の用紙があると思うのですが、あちらをさらに分かりやすく詳細に条例案について解説するような形を考えております。

事務局 概要版というような形にはなるとは思いますが、そういったものがあつた上で法律の条文という形でないと、皆様に分かりづらいと思いますので、解釈というまではいかないですけれども、個人情報保護法の規定に基づいて、条例の内容を噛み砕いたものを一緒に送付させていただきたいとは思っております。

星野委員 議会に付議する前の条例案という形で事前に配付するのも、対議会との関係で大変だと思いますので、この審議会の中で事前にある程度共通認識を図っていくというようなイメージになるのですか。

事務局 皆様方にいただいたご意見と、それからパブリックコメントでいただいたご意見を併せた形で、条例案として策定したいという形で考えております。

星野委員 分かりました。かなりこれはタイトですよ。議会に上程するにしても、条例案だと2か月前に準備しないといけないですから、それまでに全部法律上の審議を経て、条例案という形に固まるわけですよ。パブコメとか、この審議会での意見が、条例案一回固めたものの中身を差し替えるというのは、かなり厳しい話になってきてしまいますね。

事務局 一応、時期的なものは、当初でおっしゃられた時期で厳しい点があるのですが、ただ皆様方の意見をいただいて反映する機会というのがございます。そこは法規の関係は十分確認をして変えることはできますので、意見をいただくことというのは全く無駄にならないと思います。そうしたことから、ぜひ諮問をお願いしたいと考えております。

星野委員 議会審議の中でも、パブコメの結果だとか、質疑の中でどんな意見があつたのかということで、いろいろと答弁したりすることになりますよね。

事務局 そうですね。そこは想定しております。

議長 一応そういうことでありますので、状況に応じて情報を事前にでも出していただければ、審議がやりやすいと思いますし、ご意見も出しやすいと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局 申し訳ございませんが、資料の出し方も今まではまとめて出せていただきましたが、こういった事情もございまして、我々の資料を先行して出させていたどうかと考えておりますので、その点をご迷惑かけて申し訳ないのですが、よろしく願いいたします。

議長 よろしいでしょうか。

3 その他

議長 そのほかよろしいですか。

では、事務局のほうでお願いします。

事務局 それでは、ご審議ありがとうございました。

次回の審議会でございますが、令和4年7月27日水曜日の午後1時30分を予定しております。開催通知につきましては、改めて事務局から送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

議長 どうもご苦労さまでございました。